

名古屋港管理組合公報

令和8年4月30日

(木曜日)

号外第69号

発行所 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合

目次

○職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	1
○特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	1
○管理職手当規則の一部を改正する規則	2
○管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則	3
○旅費条例施行規則の一部を改正する規則	3
○職員 の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第五号

職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員 の退職管理に関する規則（平成二十八年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「第二十八條第三項第一号括弧書」を「第二十八條第三項第一号」に、「同法第八十六條第二項」を「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員 の退職管理に関する規則（以下「改正後規則」という。）及び次項の規定は、令和七年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過措置）
- 改正後規則第二十二條第一項第三号の規定は、適用日以後に営利企業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八條第一項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（改正後規則第二十二條第一項第一号及び第二号に掲げる場合を除く。以下同じ。）について適用し、適用日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第六号

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三條中「昭和三十三年名古屋港管理組合規則第五号」の下に。「以下「職免規則」という。」を、「換算する。」の下に「次項において同じ。」を加え、「同規則」を「職免規則」に改め、同條に次の一項を加える。

- 2 条例第五條の「その勤務しない期間」には、職免規則第一條第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（その免除された日数が職免規則第二條第一項第三号ロに定める日数を超える部分（休日（勤務時間及び休暇に関する条例例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号）第九條に規定する日をいう。）を除く。）を除く。）を含まないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第七号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
第一条の三を次のように改める。

第一条の三 削除

第一条の六第二号中「以下第九条第七項において同じ。」を削る。

第一条の七中「第十五条」を削り、「第十八条の二及び第十八条の四」を「及び第十八条の二」に改める。

第九条第六項中「換算する。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第九項中「勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「場合」とは」の下に「職員（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員をいう。）を除く。）が」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 条例第十三条第一項の「その勤務しない一時間」には、職免規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（その免除された日数が職免規則第二条第二項第三号ロに定める日数を超える部分（勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する日（第十項において「休日」という。）を除く。）を除く。）を含まないものとする。

第十八条の四第六項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 給与条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び」の下に「第九項並びに」を、「限る。」と」の下に「同条第九項中「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員をいう。）」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員」とを加え、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」及び「（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）」を削る。

附則第四項中「七級又は」を削る。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第八号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第二（第三号関係）

区分	額
一種	十三万三千円
二種	十二万八千円
三種	十万七千円
四種	九万七千円
五種	七万七千円

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 管理職手当規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

区分	額
一種	九万五千円

二種	八万五千円
三種	七万円
四種	六万四千円
五種	四万七千円

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第九号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成四年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を次のように改める。

5 次に掲げる場合には、条例第十七条の三第二項の規定による手当を支給しない。この場合において、職員が従事した同項に規定する勤務は、同条第二項に規定する勤務とみなす。

一 条例第十七条の三第二項に規定する勤務に従事した後、引き続き同条第二項に規定する勤務に従事した場合

二 条例第十七条の三第二項に規定する勤務に従事した後、引き続き同条第一項に規定する勤務に従事した場合

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第十号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（令和七年名古屋港管理組合規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「方法と」の下に「し、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に行つた当該各号の運送について、当該各号の規定により算定した額の合計額を転居費の額とする方法と」を加え、同項ただし書中「額」の下に「を転居費の額とする方法」を加え、同項第三号ただし書中「第一号の規定により算定した額」を「取得した員積額」に改め、「とする」の下に「（この項本文の規定により、第一号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の旅費条例施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第十一号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第一号中「この項において」を削る。

第二条の四第一号中「刑事事件に関し起訴された場合」を「地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定による休職（公務又は通勤に起因する傷病（以下「公務災害等」という。）による休職を除く。）」に改める。

第二条の八第一項第三号イを次のように改める。

イ 公務災害等により退職し、又は死亡した場合

第二条の八第一項第三号二中「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）」に改め、同条第二項第一号中「（昭和三十五年法律第二百六十一号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、適用日以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。